

内閣委員會議録 第七号

昭和三十一年十二月十一日(火曜日)

午後三時十七分開議

出席委員

委員長 山本 衆吉君

理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君

理事 宮澤 胤男君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君

安藤 覺君 大坪 保雄君

川崎末五郎君 小倉 義昭君

床次 徳二君 福井 順一君

眞崎 勝次君 栗山 博君

横井 太郎君 西ヶ久保重光君

飛鳥田一雄君 稻村 隆一君

片島 港君 下川 儀太郎君

細田 綱吉君 森 三樹二君

出席國務大臣 倉石 忠雄君

出席府委員

總理府事務官(内閣總理大臣官房公務員制度調査室長)

大山 正君

委員外の出席者

大藏事務官 村上 一君

(主計局次長) 専門員 安倍 三郎君

十二月十一日

委員赤澤正道君及び田村元君辭任につき、その補欠として川崎末五郎君及び安藤覺君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員川崎末五郎君及び安藤覺君辭任につき、その補欠として山本正一君及び田村元君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十一日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○山本委員長 これより會議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、これより審査に入ります。まず政府より提案理由の説明を求めます。倉石國務大臣。

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により基く場合を含む。)の規定の昭和三十一年における適用については、同項中「百分の二百三十」とあるのは、「百分の二百をこえ百分の二百三十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

○倉石國務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

国家公務員の給与に関する本年七月十六日付の人事院勧告につきましては、これを尊重する方針のもとに政府において鋭意検討中であり、その内容においてなお考究を要するものがあり、かつ、多額の経費を必要とするため、早急に結論を得ることは困難な状況にあります。

しかしながら、同勧告中の毎年三月に俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の〇・一五月份に相当する特別手当を支給するものとするの点につきましては、勧告の趣旨にかんがみ、すみやかにその趣旨を達成することが適当であるとの結論に達した次第であります。ただし、勧告通りに特別手当という新しい手当を創設いたしましたことは、給与体系をますます複雑にするおそれがありますので、むしろ、既存の臨時給与を増額することによりその趣旨を実現することがより適当であると考えるのであります。

以上の理由により、この際、国家公務員に十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一五月份増額することといたしました。

なお、本改正法律案により増額されることとなる部分の本年十二月における支給につきましては、各庁の長が既定人件費の節約等によりまかなない得る範囲内で定める割合により支給することといたしました。

以上が本法律案を提案する理由並びに内容の概略でございます。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいませようお願いします。

○山本委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。大坪君。

○大坪委員 この際労働大臣にちょっとお尋ねしたいと思いますが、ただいま提案理由で御説明いただきました給与法の改正の内容につきましては、現下の社会情勢上きわめて適切な御措置だと存じます。私もかねて期待しておったところでございまして、政府の御英断によって、きわめて

軽少ではございますが、この程度の処置でもおとり下すったことは、大へんけっこうだと存じます。

それにつけて考えられますことは、御承知のように全国に多数日雇い労働者がございまして、職業安定所において失業者として登録されておいて、日々その紹介を受けて仕事をいたしておる諸君があるわけでございまして。これらの諸君に対しましては、昨年特別に政府も御考慮になりました、前年に比べて、一日分の給与に当る年末の手当を支給するというような意味で、一日分の就労日数をおふやしになっております。これらの問題についてもおそれなく御考究のことと存じますが、これらに対して今回は政府はいかように御措置になるおつもりでございませうか。その点をお伺い申し上げたいと思っております。

○倉石國務大臣 ただいまのお尋ねにつきましては、本日提案理由を御説明申し上げました本法案を決定いたしましたと同時に、政府におきましては、昨年は皆様方の御協力で就労日数をふやしまして六日いたしましたことが、本年は、諸般の事情を考察いたしました結果、さらに本年も一日分就労日数を増加して働いていただくことが適当であるというところになりましたので、そのような措置をいたすつもりでござい

ます。

○山本委員長 事務当局に対する質疑はありませんか。

○受田委員 大山公務員制度調査室長
がおいでになっておりますが、大山さ
んは正規の政府委員でいらつしやいま
すね。――政府委員にお尋ね申し上げ
たい一、二点がございます。この法案
の内容を拝見いたしますと、一応人事
院勧告の趣旨に共鳴しておられる。し
かし人事院勧告に示された年度末手当
というものは、新しい項目を一つ入
れる、すなわち給与の創設をしなけれ
ばならないというようなことで、この
際年末にこれを支給する方が妥当、す
なわち期末手当を増額する方が妥当だ
という結論に達せられたということと
ありますが、そうしますと、人事院勧
告そのものに対するある程度の批判を
しておるという結論になると思うので
すが、人事院勧告を尊重するという形
は、今回の法案の提案理由に示された
ような○・一五という線を尊重したと
いうことになって、年度末支給という
勧告の趣旨は適当でないという二つに
分けて考えられると思うのであります
が、さうに政府は解釈してこの案を
出されたことになるのでありますか。

○大山政府委員 大体お話の通りかと
存じますが、人事院勧告の趣旨に基
きまして、一般の公務員に○・一五カ月
分を増額するということが適当である
と考えたのであります。ただその支
給の時期につきましては、政府といた
しましては、新しい年度末手当を創設
するということは、いろいろ給与体系
をかえつて複雑にする点もございま
すので、むしろ年末に支給される従来の
期末手当を増額する方がより適当であ
る、かように考えましてそのような措
置をとつたものと考えます。

○受田委員 人事院勧告の中には、同
時に給与体系全体の問題として俸給そ
のものを増額する内容が含まれておる
のであります。これはいかように
考えておられますか。

○大山政府委員 俸給表の改正の点に
つきましては、人事院の勧告の趣旨を
尊重しながらできるだけすみやかに成
案を得たいということで努力して参っ
ておるのでございますが、何分にもい
ろいろ内容が複雑多岐にわたりますの
で、早急に結論を得がたい、また来年
度の予算にも非常に関係の深いことと
ありますので、今直ちにこれの結論を
出すことはできませんので、さらに関
係省庁の間で検討を続ける、ただ勧告
のうち年度末手当にかかると分だけは
この際早急に取上げたい、かような
趣旨でございます。

○受田委員 一般の俸給表をいじくる
ことはまだ準備も十分できていないと
いう、お宅の方の作業の進捗状況によ
る不手ざわというところが原因になつて
いる部分がございますか。

○大山政府委員 不手ざわと申しま
すか、早急に結論を得なかつたことに
つきましては、事務当局としてもまこと
に残念でございしますが、御承知のよう
に、去る七月に勧告になりましたが、
内容が実は十分はつきりいたしません
で、去る十一月にこれの詳細な意見の
申し出並びに付属資料の発表等がござ
いまして、各省庁でも初めていろいろ
具体的な意見が出るという段取りにな
りましたので、それらの各省庁の意見
を現に聞きながら、目下作業中でござ
います。

○受田委員 人事院勧告は年度末に
○・一五を支給するという内容を持
っており、同時に俸給表に対する改正の
要を要請しておりますが、年度末に
○・一五の新しい手当を支給するとい
う勧告の内容とあわせて、俸給表その
ものを変えていくという二つの要素が
関連して出されておるのでありまし
て、そのうち年度末に出すべき手当の
部分だけを取り上げることにしますと、
俸給表の改正の方は決定が早くくれ
たとしまして、実施はやはり本年度
内という勧告の線を尊重して考えられ
るよう作業を進めておられるわけ
でございましょうか。

○大山政府委員 俸給表の改正に関
する実施時期につきましては、まだ何
ら決定いたしておりません。とりあ
えず年度末特別手当だけは本年度から実施
するというのがきまつたのでござい
まして、その他の部分につきましては
なお検討中でございまして、これをい
つから実施するということは決定いた
しておりません。

○受田委員 人事院勧告を尊重してそ
の給与改訂も今後考えていくという線
には間違いございませんか。

○大山政府委員 人事院勧告の趣旨を
できるだけ尊重するという線は間違い
ないところでございます。

○受田委員 そうしますと、この年度
末特別手当に関する部分が抜き出され
て今回実施されるということに関連し
て、人事院勧告は給与改訂についても
この年末手当とあわせて実施すべき
であるという内容を持っておりますの
で、勧告の線を尊重するというた
大山さんの御答弁によりますなら
ば、給与改訂も本年度内実施というこ
とがあわせ考えられると思ひますが、
その点をあなたの方でも原則として
了承しておられるのでございませうか。

○大山政府委員 俸給表の改正の部分
につきましては、まだ検討中でござい
まして、この実施時期をいつにする
というようなことは全くまだきまつて
いない次第でございします。

○受田委員 原則として、と私今お尋
ねしておるわけでございます。

○大山政府委員 重ねてお答えするよ
うで恐縮でございしますが、まだ検討中
でございまして、実施時期につきま
しては何ら決定いたしておりません。

○受田委員 人事院勧告の内容を尊重
するという形であるならば、年度末に
出される手当がこのたび法案として
提出されておる以上は、当然これを同
じ立場で政府が提出しなければなら
ないものと、給与改訂においてもさ
う思われるのでありますが、これは筋
としてはさう考へておるという御見
解はお持ちではございせんか。

○大山政府委員 今回の勧告は俸給表
の改正と年度末特別手当との二つから
できているわけでありまして、一応切
り離して実現することが可能である、
かように考えまして、今回年度末特別手
当の部分だけを切り離しまして、年末手
当の増額という形でその趣旨を実現す
るということになったのであります。

○受田委員 切り離すということは、
ただ手続としての切り離しであつて、
内容は、公務員の給与全体の体系を尊
重したままの姿は残つておるのでござ
いしますまいか。

○大山政府委員 俸給表の改正につ
きましては、先ほども申し上げましたよ
うに、やはり内容につきましましてさら
に検討をしないではないです、さ
らに経費も相当多額にかかりますの
で、来年度予算の編成方針等をやは

りならみ合せて実施を考えなくてはな
らない、かように考えております。
○受田委員 ならみ合せてとおつしや
るのは、予算の都合だけの方と私は了
解せざるを得ないのです。なぜかとい
うと、人事院勧告は両方を同時に実施
するよう勧告されておるのであります。
両方切り離さないで実施するよう勧告
されておる以上は、ただ手続的に年
度末手当をこのたび繰り上げて支給し
た、従つて給与体系の方はちよつと
くれるけれど年内に支給するという原
則だけは尊重したいという意思はお持
ちでございませう。

○大山政府委員 政府の方針として
は、ただいまのところ実施時期につ
いてはまだ決定いたしておりません。
○受田委員 実施時期と申しますと、
私は原則的に申し上げたら年度末に支
給するものをこのたび出して下さつた
のですから、当然給与体系は、この四
月にさかのぼつて、来年の三月までの
分があわせ考慮されていなければなら
なかつたと思うのです、原則からい
えば、それが年度末の分だけ今度出さ
れることになつておるのであります
が、給与体系をくずさないで勧告にな
りました給与体系を打ち立てようとい
う立場であるならば、年度末に支給す
るの手当をこのたび出すということに
なつた以上は、ことしの四月から来
年の三月までの一年分の体系そのもの
があわせ考えられるということになる
と思うのですが、これは勧告の内容で
ある給与体系を一元的にながめた場
合に、さう考えられると思うのであ
りますが、私の考えに誤謬があれば御指
摘願いたいと思ひます。

○大山政府委員 俸給表の改正はさかのぼって実施するということはないと考えます。

○受田委員 そうしますと、あなたのお考えになっておられる中身は、年度末手当は三月に出されるものをここで上げたわけですが、一般の給与改訂の方は来年度に持ち越してもいいというように人事院勧告の内容と考えられるとお考えなのですか。

○大山政府委員 その実施時期につきましては、今後検討の上関係省庁と相談してきめて参りたい、かように考えております。

○受田委員 来国会でかりに一月に給与改訂の法案を出したといたしまして、その実施時期がさかのぼって支給されないということになりますと、一月に出された法案では、一月以降の給与の改訂しきれないということになりますか。

○大山政府委員 法案を提案いたしました以後の問題である、かように考えております。

○受田委員 そうしますと、法案が出た時期から給与を改訂される……

○大山政府委員 その法案の内容が、出た時期から直ちに実施する内容か、あるいは四月から何月からかということ、その法案の内容にもちろんよるわけですが、ただいま直ちに、それはいつから実施するということをお答え申し上げるわけにいかないと思うのでございます。

○受田委員 人事院勧告の内容を尊重されるということは、年度末手当の増額分だけ実施を早めて、あとは実施期をおそくするというように、結果的にはなるとお考えでございますか。

○大山政府委員 特におそくするという趣旨ではございませんが、ただいま検討中でございますので、その検討を待った上で決定されるというように考えます。

○受田委員 一月以後、来国会以後御提出になるとするならば、その出された日より後に実施されるということになるのだ、過去にさかのぼって差額を支給するというようなことはないと、あなたの中の御発言であったのです。そうするならば人事院の勧告を実施期においては分離して考えていく、かような解釈が成立すると思うのでありますが、きょう解釈してよろしゅうございませうか。

○大山政府委員 そのように考えております。

○受田委員 そうしますと、予算とにらみ合せて予算の見通しがつくまでは絶対に実施の可能性がないということ、政府はそういう想定もしておられるわけでございますか。

○大山政府委員 私としてはさように考えております。

○受田委員 大山さんは予算の見通しがつくまでは給与改訂の方はいつまでも見通しが立たないものだという腹をお持ちでございますか。

○大山政府委員 最終的には、やはりそういう時期が最終の時期になるのではない、かように考えております。

○受田委員 人事院勧告を尊重するというように、それではならぬと思うのでございませうが、大山さんいかがでございますか。

○大山政府委員 御意見かと存じますが、できるだけ尊重いたしまして、早く結論を得たいというのが政府の方針でございます。

○受田委員 どうもはなはだ不満に感ずるのでございます。あなたのお説では、予算の見通しが立たぬ限りはこの給与の改訂の方はいつになるかわからないという、はなはだ不安定な状況に政府は立たされておられるのでございませうが、予算の都合がつかなければ人事院勧告を尊重しないというようなことになったのでは、人事院の権威いずれにありやという問題が起つてくると思ふのです。予算を考へる前に人事院勧告の線をいかに尊重するかを考へて、予算は当然これに結びつけて措置をすべきであつて、予算によつて人事院勧告を左右するやり方は原則としてはなはだよろしくないと思ふべきです。あなたのお考えによるならば、常にそのときの政府の予算の見通しがつくまでということによつて人事院勧告は葬り去られて、人事院の権威は那邊にありやということになると思ふ。人事院を今日われわれが認めて、その多数の人員とその知能をすぐつて検討を加え結論が出され、それが政府及び国会に勧告された現状において、悲しむべき事態だと考へるのです。大山さんはかつて人事院の任用局長として名声をほしいままにせられた方であるのでありませう。大山さんは、人事院におられるときには真剣に人事院の要望を実現させるために協力せられ、今回内閣の方に御移りになられるや、予算を常に念頭に置かれて予算の見通しがつくまでという政治的な配慮で常に動いておられることは、公務員しかも優秀な公務員としてのあなたの誇りを傷つけるものではないかと思ふのでございませうが、御見解はいかがでございますか。

○大山政府委員 勧告を受けました政府といたしましては、国家財政全体の見地からそれをいかに取り扱うかを考へざるを得ないかと存じます。

○受田委員 大山さん、あなたの調査室には職員が今何人おいでございませう。

○大山政府委員 専任、併任合せて十八人でございます。

○受田委員 十八人の公務員制度調査室の職員で、数百名にわたる大世帯の人事院が立案したものを、適当にまたいたに載せてこれを料理されるのは、はなはだ困難な段階ではないかと思ふのでございませうが、室長さんの御見解をお伺いします。

○大山政府委員 まことに微力でございますが、なかなか大きな仕事を引き受けるのは容易でないものでございませうが、ただ、私もどもいたしましては、政府部内におきまして、いろいろ財政当局の考へも聞き、あるいは実施事務当局である各省庁との連絡もはかりまして、そういう連絡調整役として役割りを果していきたいと考えております。

○受田委員 単なる連絡調整の機関として存在するのがあなたのお部屋の内容に在るべきではないか。もっと高いものはございませうか。

○大山政府委員 申し落しましたが、連絡調整と企画、立案というようになるとなつておりますので、いろいろ各省庁の意見も伺ひました上で、調査、企画、立案することになつております。

○受田委員 そうしますと、人事院勧告は国家公務員法に基いて、いろいろな内部にある機関が総知をしぼつて結論を出した。これは公務員の身分を守りその生活を守るためにはきわめて貴重な存在になつておられるのであります。その大世帯の勧告を、十八人のあなたの部屋で、連絡調整とはいひながら、事実上料理されることになるならば、これは非常な危険が存在するわけなんです。一応人事院勧告をはつきりと尊重して、それをいかに実施するかという手続上に政治的な、かすかなる配慮を加えるという程度の動きをされるのがあなたの任務じゃないかと思ふのでございませうが、いかようでございませうか。

○大山政府委員 実際問題といたしまして御説の通りかと思ひます。ただ財政当局ともいろいろ打ち合せ、また各省庁の実施当局とも打ち合せまして、若干の修正、変更を加えなくてはならぬという点がありますれば、やはりその責務を果さなくてはいかぬ、かように考へます。

○受田委員 具体的に給与改訂の審議の内容の進捗状況についてお尋ね申し上げるのですが、人事院勧告の給与改訂意見というものは、あなたの方としてはこれを率直に読み取ることができないで、何かの形で他の案に示されてあるような七等級その他の制度を検討しなければならぬという見解をお持ちでございますか。

○大山政府委員 ただいま各省庁の意見をとつて、それを検討中でございますので、まだ具体的にどの点はどうするかというようにを申し上げる段階に至つておりません。

所得の上昇率を四%と見て、四%の昇給原資を要求したわけですね。それだけの原資を見たわけですね。そうしたら国民所得は二倍に上昇して一〇%以上になった。そうすると当然六%という補正予算をだれか責任をもって出してくれるものがあるに、公務員だけ取り残されるということになる。それからまた今年と同じように国民所得が上昇していけば、当然今度は四%でなく、新たに新年度の予算には一〇%の昇給原資というものを当然予定しなければならぬわけですね。そういうめんどうはだれがどこで見るのでありますか。あなたの方はただ法律案を作っただけで、そういうようなことについては一向その顔をしておられるわけですか。だれがやってくれるのか。そういう公務員の給与改善についての予算的な要求については、いつでもわれわれから突つかないかと、大蔵省では予算は組まないのですよ。だから各省でどんどん押し寄せていって、予算の要求どきになったらぶんどり予算とかいろいろいわれるのだが、公務員の給与については、大蔵省の主計局に行つて、どこの省が総括的に真剣に大蔵省のしりを突つつかのか。その責任省庁はどこですか。

○大山政府委員 予算の要求は、御承知のように、各省がそれぞれやるわけでございますが、ただいま御指摘の人員費の点につきましては、さらに公務員制度調査室といたしまして、その連絡調整をいたしまして、それを推進する役割がある、かように考えております。

○片島委員 各省庁でやるのですが、公務員全体として共通のものなんでしょうか。

すから、各省から持っていくても、いや、お前の省ばかりではない。こつちから持っていくばい、いや、これは共通なものだから、そういうわけにいかないというので、ばらばらで弱いので、すから、その中にこの柱になるところがあつて、責任を持つて共通なものを持つていって、大蔵省に推進する役割をしなければ、あなたのところでは十八名くらいで予算を全部めくつて、それを推進するだけの力があるかどうか、また現在やつておられるかどうか。今度補正予算は編成しないと政府は言っているわけですが、だれも補正予算を編成しようという強い要求を大蔵省に持つていったところはないのです。あなたのところも共通的な立場において、大蔵省に持つていく責任があるわけではないのです。そこでこのことを人事院総裁に聞いたら、いや、私たちはいろいろとかあるべきだということと言つてうそをいっておればいゝのであつて、それから先のことは責任は持ちません。こういうお話であつたが、そうしなければあなたのところではなればならぬと思う。

○大山政府委員 いわゆる形式上の予算要求という形では、もちろん私もそのところから出す筋合ひではございませんで、各省庁から出すのであります。その間の連絡をはかり、さらに推進をするということは、私どものところでもやる責務があると考えております。

○受田委員 私は大山室長及び主計局次長の今の御答弁で一つ疑義が発生したのであります。すなわち次長さんの御説明では、地方の出先機関の中にだいたふ不安があるのだというお言葉もあつたわけですが、中央の機関は一応の見通しがつづが、地方に不安があるというその理由をまずお聞きしたいので

す。

○村上説明員 先ほどの御説明が多少誤解を招きましたようでございますが、私の申し上げましたのは、中央は大丈夫である、地方は不安がある、かような意味で申し上げましたものではございませんで、御承知のように、各省の経費は中央地方を通じて計上をされております。実際の施行面は各末端の官署において配分が行われております。従つて今回のような問題が起ります。今後の実行上とれた余裕を生じ得るかという見通しを立てる段階になりますと、中央はもちろんでございまして、各それぞれの出先を通じて、その余裕を洗い直す必要がございします。そこで中央あるいは出先でございまして、比較的近いところ、大きなところ、つまり連絡の早いところにつきましては、比較的早く見通しが立ち得るわけでございますが、非常に距離が離れておりますとか、あるいは場所が不便であるとか、人数が少なくて連絡に不便であるというところにつきましては、ただいまのところ、まだそうはつきりした返事が集まつていないところもあるという意味で申し上げた次第でございます。

○受田委員 中央官庁の出先機関を今私は指摘したわけですが、そういう場合にも支払い事務に多少のおくれがあるかもしれないというふうな意味でございしますか、あるいは地方出先機関の中には、中央官庁からの経費の配分についての不均衡が起つて、出先が多少陥没してくるというふうな意味でござい

ますか、そこを今お尋ねしたわけですね。

○村上説明員 お言葉によりまして、中央に対しては、地方の出先官庁に陥没が起る、というふうなことは実行上あり得ないと思ひます。

○受田委員 そうしますと次長の御説明では、国家公務員に関する限り、一五の増額は完全実施できるということが言えますか。

○村上説明員 先ほど申し上げましたように、中央とそれから各出先の全部を通じて今の余裕の見通しははつきりいたしております。これは確実なできるといふことを私どもの立場でたまたま申し上げ得るわけでございますが、今申し上げましたように、地方についてはまだその返事が参つていないところもございします。従いましてそういう意味で、ただいまのところ計数の上でははつきり私どもの手元にあります計数で全部できるかというお尋ねになりますと、もう少し待つていただきますと、まだ見通しが立たないという実情でございます。

○受田委員 実際の支払いに当つて、あなたの御答弁であるならば、中央官庁の方は一応もう数字が出た、地方の報告がおくれている、連絡がおくれているのだということになりますと、その省庁においては、地方の報告はつきりされるまでは支払いを待つておるわけでございますか。

お立場とよく御相談をしてきめたいと思つております。

○受田委員 法律には十五日に期末手当は支給をすることが明文文化されておるわけでございます。ところが今あなたの御答弁であると、省庁によつては十五日に支給されないところが発生する、かように理解せざるを得なくなるのであります。あなたの御答弁はそういう意味でございしますか。十五日の期限には間に合わない場合が起るという意味でございしますか。

○村上説明員 十五日までにまだ日にちがございします。その間に相談をきめますれば、それにおくれるというふうなことはまずないものと思つております。

○受田委員 大山さん、昨年これと同等の措置をされたという今の御説明によつて、昨年国家公務員に関する限り、増額部分が完全実施をされておりますか。結果論からお尋ねしたい。

○大山政府委員 完全に実施されておると承知しております。

○受田委員 そうしますと、ことし同等の臨時措置をする場合においても、完全実施は想定できることだと解釈してよろしうございしますか。

○大山政府委員 さように確信いたしております。

○受田委員 今次長さんは各省庁の間でそれぞれ相談をするというお言葉があつたわけですが、その相談といたしてはどういう形式の相談でございしますか。

○村上説明員 今後の見通しがそれぞれ集まつてきつ々あるわけでございますが、その状況によつて、たとえば流用をいかいだすとかいうような

ことをあらかじめ相談をしておくような場合も当然起るうかと思ひます。さうな場合を申し上げた次第でございます。

○受田委員 そうしますと、相談が成立するまでは、予算的に見て十分支払い能力のある省庁も支払いを待つという事です。あるいは経費の上で見通しのついたところから支払いするというような意味でございますか。

○村上説明員 法律が成立いたしますれば、予算の見通しがお立ちになつておりますところは当然お支払いになる権限をお持ちなわけでございますから、どんな支払いを開始されると思ひます。ただ将来の見通しにつきまして、たとえばあらかじめ私どもと御相談をしておかれた方がよいとお考へるところは、あるいは御相談に見えるかもしれぬ、かように思つております。

○細田委員 関連して一点だけ大山政府委員に伺いたいと思ひます。さきにこの内閣委員会で、ごく最近ですけれども、公務員に対する——これは三公社五現業も含めてのことと思ひますが、人事院の勧告を尊重し、これが解決をはかるよう努力すべし、今年度内にこれが解決をはかるように努力せられたい、こういう決議をしたのですが、御存じかどうか、その点について……。

○大山政府委員 承つております。

○細田委員 これについて責任官庁のあなたとしてその考へはどうであるか、また見通しはどうであるか、お尋ねしたい。

○大山政府委員 今回提案になつております法律案はその努力の一つの現われかと考へておりますが、その他の部分につきましては、さらに鋭意検討を

続けまして努力いたしたいと思ひます。

○細田委員 その鋭意検討中とかという抽象的な言葉でなくて、本年度内にこれが解決と、こういうふうに出してある。あなたのところの見通しは、鋭意検討中ということの内容を、その全部を取り上げて具体化する用意があるか、またその見通しが立っているのか、そういうことを伺つておるわけです。

○大山政府委員 政府といたしましては、できるだけすみやかな機会に結論を得るよう努力するという事で、目下やつておるわけでございますが、いづれにいたしましても、ただいまのところといしましては、本年度内にいづれかの結論が得られるであらうというふうに考へております。

○細田委員 その問題は人事院の勧告という具体的なものが打ち出されております。従つてこの人事院の勧告の線に沿つてあなたのいう結論が得られる、こう私は伺つていいのかどうか、その点伺いたい。

○大山政府委員 できるだけ人事院の勧告を尊重するという建前で検討いたしております。

○山本委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十二日午前十時より開会し、自治庁関係の質疑を続行することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会